平成29年度

黒い雨体験者相談・支援事業について

原子爆弾投下直後に降った黒い雨により、現在も健康に不安をお持ちの方について、保健師や医師、臨床心理士が相談に応じます。

社会福祉課　☎823－9207　FAX823－9627
広島県被爆者支援課　☎513－3109

1　対象者

被爆者健康手帳または第一種健康診断受診者証を持っていない方で、海田町などが被爆地域の拡大を求めた地域において原爆投下直後に黒い雨を体験し、健康不安のある方

2　事業内容

(1) 保健師・医師・臨床心理士による相談

①町の保健師による相談
町の保健師が黒い雨による健康不安を抱いている方々の健康相談に応じます。

②県の保健師による相談
町の保健師による相談、巡回相談会などの利用が困難な方に対して、自宅に広島県の保健師が訪問して相談に応じます。

③医師等相談会（広島市中心部に会場を設け、年２回実施）
保健師相談の結果、さらに相談または支援が必要と認められる方に対して、医師や臨床心理士、精神科医が相談に応じます。

④巡回相談会（安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区、安芸太田3町、北広島町に会場を設けて実施）
保健師相談、医師相談および臨床心理士相談までを一括して実施します。

(2) 健康診断費・交通費の助成

①健康診断費の助成
「特定健康診査」・「健康診査」や海田町が実施するがん検診を受診し、医師との相談の参考とするため、医師等相談会または巡回相談会にその結果を持参した人については、それぞれ年１回に限り、受診に要した自己負担額を助成します。（事後払い）

②交通費の助成
町相談窓口、巡回相談会および医師等相談会に参加するため、公共交通機関や介護タクシーなど（対象者が外出困難である場合または公共交通機関等を利用できない場合に限る）を利用し，400円以上の交通費を負担した人については、その交通費を助成します。（事後払い）
※詳しくは、予約時に相談してください。

3　予約方法

相談を受けるためには、電話による予約が必要です。

4　相談日程

(1) 海田町保健師による相談

海田町社会福祉課に問い合わせてください。

(2) 医師等相談会

期　日	場　所	予約締切日
9月28日(木)	広島県情報プラザ	9月14日(木)
3月1日(木)		2月15日(木)

(3) 巡回相談会（時間◆13時～17時）

日　程	場　所	予約締切日
7月20日	湯来南公民館	7月6日
8月24日	安佐公民館	8月10日
9月14日	安公民館	8月31日
10月26日	川・森・文化・交流センター（安芸太田町加計）	10月12日
11月16日	佐伯区役所別館	11月2日
12月14日	安佐北区総合福祉センター	11月30日
1月11日	安佐南区総合福祉センター	12月21日
2月15日	安芸区総合福祉センター	2月1日

※いずれも木曜日。※健康診断結果の写しなど、自身の最近の健康状態が分かるものを持参してください。

(4) 県保健師による個別訪問相談

広島県被爆者支援課に問い合わせてください。

戦没者などのご遺族の皆さんへ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年４月２日までに請求してください。

社会福祉課　☎823－9207　FAX823－9627
広島県健康福祉局社会援護課　☎513－3036

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、早めに請求してください。

支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母など）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族一人に支給されます。

支給内容

国債名称◆第十回特別弔慰金国庫債券い号
額　面◆25万円（5年償還）

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1．平成27年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2．戦没者等の子
3．戦没者などの①父母　②孫　③祖父母　④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4．上記１から３以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係があった人に限ります。

戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集します

（一財）日本遺族会事務局　☎03－3261－5521

（一財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しているもので、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、父などの戦没した旧戦域を訪れ、戦争犠牲者の慰霊追悼を行うとともに、地域住民との友好親善を図ることを目的としています。

実施時期❖平成30年３月まで
参加費❖10万円
申し込み❖電話で（一財）広島県遺族会☎247－1216まで
※実施地域により、申し込み締切日が違いますので、詳細については（一財）日本遺族会事務局まで問い合わせてください。

実施地域❖（広域地域）旧満州、旧ソ連、モンゴル、西部ニューギニア、マリアナ諸島、東部ニューギニア、トラック・パラオ諸島、北ボルネオ・マレー半島、フィリピン、ソロモン諸島、ミャンマー、台湾・バシー海峡、中国
（特定地域）西部ニューギニア、ビスマーク諸島、マーシャル・ギルバート諸島

被爆二世健診

広島県被爆者支援課　☎513－3116（FAX 兼用）
社会福祉課　☎823－9207　FAX823－9627

広島県では、県内に居住する被爆者二世の方の健康管理に役立てていただくため、健康診断を実施しています。

対象者◆両親のどちらかが原爆被爆者である人で、
①広島被爆の場合は昭和21年６月１日以降に生まれた人
②長崎被爆の場合は昭和21年６月４日以降に生まれた人
申し込み方法◆
社会福祉課（役場１階）や、公民館などの各施設に用意してある専用はがきに必要事項を記入し、受診希望日の２週間前までに県庁被爆者支援課へ郵送してください。※広島県のホームページからも電子申請によって申し込みできます。
受け付け期間◆平成30年１月31日（水）まで
実施期間◆平成30年２月28日（水）まで
検査費用◆無料
詳しくは社会福祉課（役場１階）や公民館などの各施設に用意してある「被爆者二世健診のお知らせ」を確認してください。